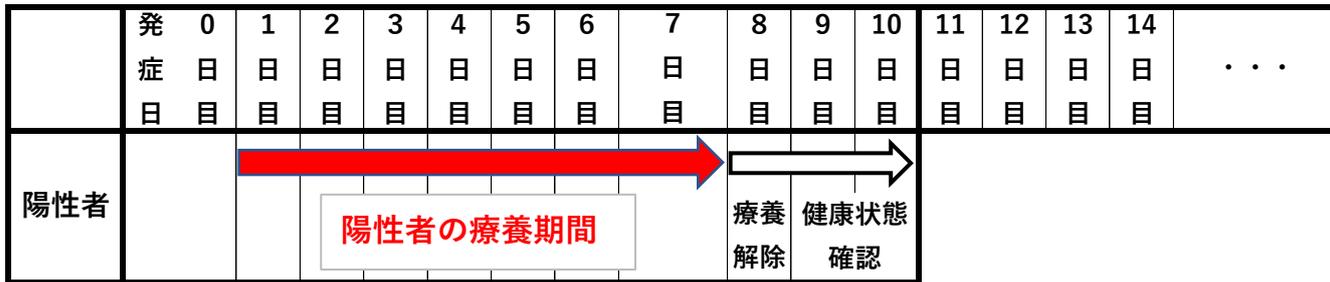
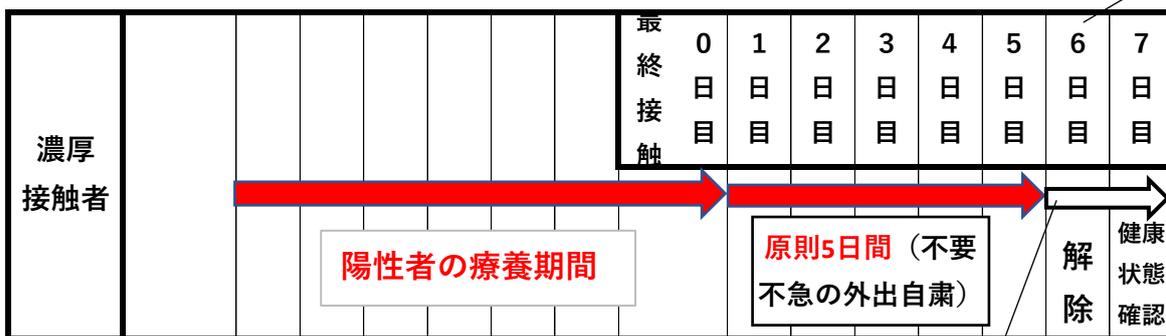


3 濃厚接触者の「待機期間」について

- (1) 陽性者の発症日（無症状の場合は検体採取日）または家庭内で感染対策を開始した日、いずれか遅い方を0日目とする。
- (2) 同居家族が新たに陽性となった場合は、再度（1）に基づき、その陽性者との最終接触日を0日目として数え直す。（出席停止期間が延長となる。）

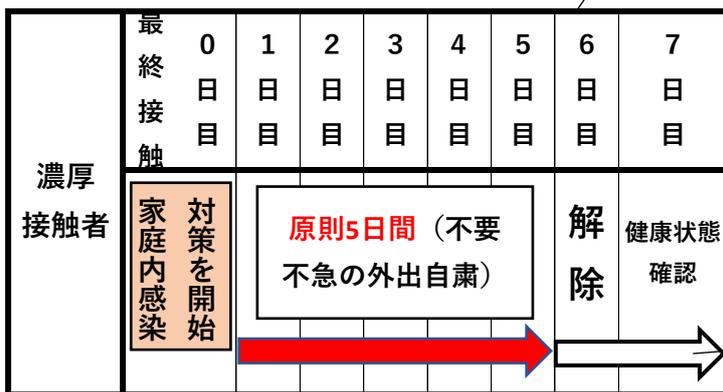


①家庭内感染対策ができない場合



※6日目（13日目）に登校する場合は、登校前に検温と健康観察を行う。

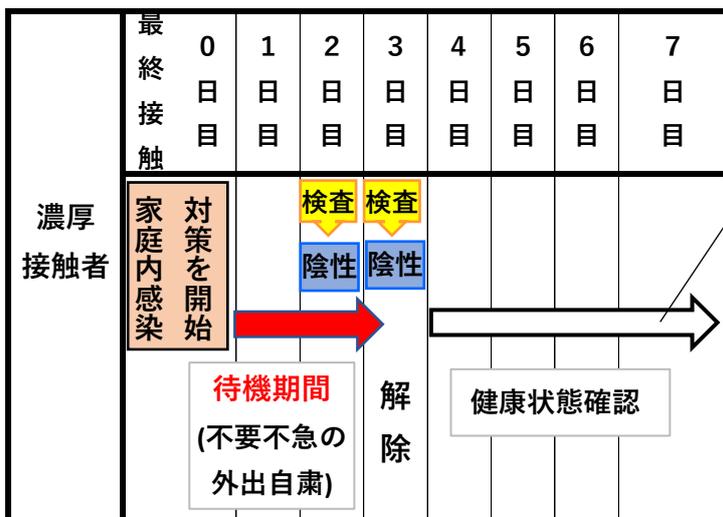
②家庭内感染対策をした場合



7日目までは

- ・検温など自身で健康状態の確認
- ・マスクの着用等、自主的な感染防止行動の徹底。
- ・重症化リスクの高い方との接触、施設等への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用及び会食等を避ける。

③家庭内感染対策をし、待機期間を短縮する場合



- ※家庭内感染対策を開始した日を0日目として2日目と3日目に検査をし、2日続けて陰性であった場合は、3日目に待機を解除する。
- ※3日目に登校する場合は、登校前に検査をし、陰性を確認する。検温と健康観察を行う。
- ※（注意）国が承認した検査キット（体外診断用医薬品）を使用する。研究用は不可。